

## 東員町地域公共交通会議事務局規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、東員町地域公共交通会議規約（平成24年6月8日。以下「規約」という。）第15-16条第4項の規定に基づき、東員町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議の運営に関すること。
- (2) 交通会議の会議の資料の作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

## (職員等)

第3条 規約第15-16条第3項に定める事務局長は、東員町総務部政策課長をもって充てる。

2 規約第15-16条第3項に定める事務局員は、東員町総務部政策課の職員をもって充てる。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽微な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第5条 交通会議における文書の収受、処理、整理、保存等については、町の例による。

## (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、その種類、ひな形、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 公印の使用、取扱い等については、町の例による。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年 月 日から適用する。

別表（第6条関係）

公印の種類	ひな形	寸法 〔ミリメ ートル〕	用途	個数	管理者
会長印	議会長之印 公共交通会 員町地 東域	方24	会長名をもつ て発する文書	1	事務局長